

表題	作成コーナーで「医療費控除」を入力したい
ファイル名	1 医療費控除を入力する画面の入口

目次

1 医療費控除の入力方法 (申告する所得の選択等 SS-AA-010a)2

2 医療費控除の入力方法 (収入・所得の入力 SS-AA-050)2

3 医療費控除の入力方法 (控除の入力 1/2 SS-AA-070a)3

4 医療費控除の入力方法 (適用する医療費控除の選択 SS-FC-010)3

5 年末調整済みの給与 1 か所かつ年末調整の内容に変更が無い場合の医療費控除の入力方法 (申告する所得の選択等 SS-AA-010a)3

6 医療費控除の入力方法 (SS-CA-010)5

7 医療費控除の入力方法 (所得・控除の入力 SS-AA-070c)6

※ 目次右側の括弧書きは、画面名称と画面番号を示しています。

1 医療費控除の入力方法（申告する所得の選択等 SS-AA-010a）

申告する所得の選択等

本人情報の確認

申告者本人の生年月日 必須
昭和52(1977) 7 13

申告する所得の選択

申告する所得を **全て** 選択してください。
> 申告する所得とは ☐
> 申告する所得がどの所得に該当するか分からない場合 ☐

給与収入がある方、年金収入がある方、退職金を受け取った方

☐ 給与
※：確定申告をする場合には、年末調整を受けた給与所得も含めて申告が必要です。
☐ 公的年金、企業年金など ☐ ☐
※：生命保険等の個人年金を申告する方は、「雑（業務・その他）」を選択してください。
☐ 退職金
※：確定申告をする場合には、退職所得も含めて申告が必要です。
> 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を2枚以上お持ちの場合 ☐

個人事業の収入がある方、不動産等貸付けの収入がある方

☐ 事業（営業等） ☐ ☐
☐ 事業（農業） ☐ ☐
☐ 不動産 ☐ ☐

株式を売った方、配当等を受け取った方

☐ 株式等の譲渡（売却）、配当、利子 ☐ ☐
※：前年分の申告で株式の売却による損失を繰り越した場合は含みます。

土地や建物、金地金やゴルフ会員権などの資産を売った方

☐ 土地や建物等の譲渡（売却） ☐ ☐
☐ 総合譲渡（金地金の売却など） ☐ ☐

その他の収入がある方

☐ 先物取引
※：外貨為替証拠金取引（FX）、差金決済取引（CFD）、先物・オプション取引などによる所得が該当します。
※：前年分の申告で先物取引による損失を繰り越した場合は含みます。
☐ 一時 ☐ ☐
☐ 雑（業務・その他）
※：原稿料、講演料、シルバー人材センターやシェアリング・エコノミーなどの副収入による所得、生命保険等の個人年金や暗号資産取引などの他の所得に当てはまらない所得が該当します。

戻る 次へ

「申告する所得の選択等」画面で、必要な項目を選択し、『次へ』を押します。

2 医療費控除の入力方法（収入・所得の入力 SS-AA-050）

① 申告準備 → ② 収入等入力 → ③ 控除等入力 → ④ その他入力 → ⑤ 印刷 → ⑥ データ保存等

収入・所得の入力

選択された所得の入力

給与収入がある方、年金収入がある方、退職金を受け取った方

給与収入がある方で、「給与所得の源泉徴収票」等をお持ちの方

給与所得 ☒ 入力あり >

給与所得の金額を表示する

戻る 次へ

ここまでの入力内容を保存

「収入・所得の入力」画面に遷移しますので、各所得のボタンを押し、入力します。入力終了後、『次へ』を押します。

3 医療費控除の入力方法 （控除の入力 1/2 SS-AA-070a） ① 申告準備 → ② 収入等入力 → ③ 控除等入力 → ④ その他入力 → ⑤ 印刷 → ⑥ データ保存等 控除の入力（1/2） 支出に関する控除の入力 ☒ 社会保険料を支払った方 ☐ 国民年金保険料、国民健康保険料（税）、介護保険料などを支払った方（源泉徴収票に記載のないもの） 社会保険料控除 - > ☒ 小規模企業共済などの掛金を支払った方 ☐ 小規模企業共済や個人型確定拠出年金（iDeCo）の掛金などを支払った方（源泉徴収票に記載のないもの） 小規模企業共済等掛金控除 - > ☒ 生命保険料などを支払った方 ☐ 生命保険料や介護医療保険料、個人年金保険料を支払った方（源泉徴収票に記載のないもの） 生命保険料控除 - > ☒ 地震保険料などを支払った方 ☐ 地震保険料や旧長期損害保険料を支払った方（源泉徴収票に記載のないもの） 地震保険料控除 - > ☒ 災害などにより損害を受けた方 ☐ 災害、盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた方 雑損控除、災害減免 - > ☒ 一定額を超える医療費などを支払った方 ☐ 一定額を超える医療費等を支払った方、セルフメディケーションの対象となる医薬品を購入した方 医療費控除 - >	「控除の入力(1/2)」画面で『医療費控除』を押します。
4 医療費控除の入力方法 （適用する医療費控除の選択 SS-FC-010） 医療費控除の入力 適用する医療費控除の選択 「医療費控除」又は「セルフメディケーション税制」のいずれかを選択してください。 なお、両方の控除を重複して適用することはできません。 ☐ 医療費控除 ※：令和6年中に支払った医療費が、一定の金額を超える場合の控除（最高200万円） > 医療費控除の適用要件を詳しく確認する ☐ ☐ セルフメディケーション税制 ※：健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、令和6年中に支払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合の控除（最高8万8千円） > セルフメディケーション税制の適用要件を詳しく確認する ☐ どちらを選択していいかわからない方 v 戻る 次へ	「医療費控除の入力」画面が表示されます。
5 年末調整済みの給与 1 か所かつ年末調整の内容に変更が無い場合の医療費控除の入力方法 （申告する所得の選択等 SS-AA-010a）	
● 年末調整済みの給与所得 1 か所かつ年末調整で適用を受けた控除の内容に変更が無い場合	「申告する所得の選択等」画面で、必要な項目を選択し、『次へ』を押します。

申告する所得の選択等

本人情報の確認

申告者本人の生年月日 必須
昭和52(1977) 7 12

申告する所得の選択

申告する所得を **全て** 選択してください。

> 申告する所得とは ☐

> 申告する所得がどの所得に該当するか分からない場合 ☐

☒ 給与収入がある方、年金収入がある方、退職金を受け取った方

☒ 給与

※：確定申告をする場合には、年末調整を受けた給与所得も含めて申告が必要です。

☐ 公的年金、企業年金など ☐

※：生命保険等の個人年金を申告する方は、「雑（業務・その他）」を選択してください。

☐ 退職金

※：確定申告をする場合には、退職所得も含めて申告が必要です。

> 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を2枚以上お持ちの場合 ☐



申告する所得に関する質問

給与所得に関する質問

Q お持ちの「給与所得の源泉徴収票」は1枚のみですか？

☒ 1枚のみ

☐ 2枚以上ある

Q 勤務先で年末調整が済んでいますか？

> 年末調整が済んでいるか確認する方法 ☐

☒ 済んでいる

☐ 済んでいない

Q 確定申告において社会保険料や生命保険料を追加したり扶養親族を変更するなど、年末調整の内容を変更しますか？

> 年末調整の内容の変更に関連する不明な場合 ☐

☒ 変更しない

☐ 変更する

Q 以下のいずれかに該当しますか？

・ 税務署から予定納税額の通知を受けている

> 予定納税とは ☐

・ 申告する年分で差し引くか、翌年に繰り越す繰越損失がある

> 繰越損失とは ☐

・ 外国税額控除を受ける

> 外国税額控除とは ☐

☐ 該当する

☒ 該当しない

戻る

次へ

6 医療費控除の入力方法 (SS-CA-010)

給与所得の入力

給与所得の源泉徴収票の入力

「給与所得の源泉徴収票」に記載されているとおりに、入力してください。

A 支払金額 (円)

B 給与所得控除後の金額 (円)

※入力不要です。

C 所得控除の額の合計額 (円)

D 源泉徴収税額 (円)

※：2段で記載されている場合、下の段の金額

☐ 源泉徴収税額が2段で記載 (内書き・円) 

※：2段で記載されている場合、上の段の金額

E 住宅借入金等特別控除の額

F 源泉徴収時所得税減税控除済額 (円)

F 控除外額 (円)

☒ 「源泉徴収時所得税減税控除済額」等の入力に代えて定額減税の対象となる人数を入力する場合

G 所得金額調整控除額

H 支払者の住所 (居所) 又は所在地

※：28文字以内 (ビル名等省略可、法人番号でも代替可)

I 支払者の氏名又は名称

※：28文字以内

「給与所得の入力」画面が表示されますので、お手元の源泉徴収票を見ながら入力します。入力終了後、『入力終了』を押します。

[戻る](#)

[入力終了](#)

7 医療費控除の入力方法 （所得・控除の入力 SS-AA-070c）

選択された所得の入力

給与収入がある方

給与収入があり、「給与所得の源泉徴収票」をお持ちの方

給与所得



入力あり



支出に関する控除の入力

災害などにより損害を受けた方

災害、盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた方

雑損控除、災害減免

-



一定額を超える医療費などを支払った方

一定額を超える医療費等を支払った方、セルフメディケーションの対象となる医薬品を購入した方

医療費控除

-



ふるさと納税などの寄附をした方

ふるさと納税や特定の政治献金、認定NPO法人や公益財団法人などに寄附をした方

確定申告をする場合は、ふるさと納税のワンストップ特例申請分についても入力する必要があります。

寄附金控除

-

政党等寄附金等特別控除

-



住宅に関する控除の入力

住宅ローンで家屋の新築や増改築などを行った方

住宅ローンで家屋の新築や増改築等、改修工事を行った方

控除期間：10年又は13年

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除

-



家屋の改修工事などを行った方

家屋の耐震改修などの改修工事、認定住宅の新築等を行った方

控除期間：原則1年

住宅耐震改修特別控除等

-



戻る

次へ

「所得・控除の入力」画面が表示されますので、『医療費控除』を押します。次画面遷移後は、目次4と同様の画面に遷移します。